

「地域脱炭素化促進事業計画の認定に係る促進区域を市町村が定める際の環境配慮基準（素案）」 パブリックコメント一覧

意見募集期間：令和6年1月15日～2月14日 提出された意見の件数：7件

No	区分	意見要旨	県の考え方・対応
1	制度	脱炭素促進が自然環境を破壊してしまつては本末転倒であるため、秋田県の自然環境を守ることを大前提に基準を作るべきである。	市町村とも連携を図り、自然環境への適正な配慮のもとで制度の運用が図られるよう取り組んでまいります。
2	制度	既存風車による騒音や影の影響が健康や景観への悪影響を引き起こしており、促進区域を設けることを目的とする法整備は必要なのか。建設にあたり甚大な自然破壊を伴う風車等の再生可能エネルギー施設を導入する施策は不適切ではないか。	県では2050年カーボンニュートラルの実現に向け、環境に適正に配慮した再生可能エネルギーの導入の拡大を目指しているところであり、ご意見として今後の参考といたします。
3	対象	送電線などの周辺設備も鳥類の移動を妨げるため、配慮が必要な設備として加えるべきである。	ご意見を踏まえ、対象となる発電設備の記載に「※送電、配電等の発電に伴った附属設備を含む。」旨の注釈を追加しました。
4	区域	信仰の対象となる地域について、環境配慮が必要な区域として定めるべきである。	信仰の対象となる地域については、市町村が制度の運用を図る際に設置する地域協議会において必要に応じて議論することを想定しています。
5	区域	土砂崩れの危険がある地区について、環境配慮が必要な区域として定めるべきである。	急傾斜崩壊危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域について、促進区域に含めることができない地域としています。
6	区域	バードストライク発生地区、シャドーフリッカー発生地区について、環境配慮が必要な区域として定めるべきである。	バードストライクやシャドーフリッカー（風車の影の影響）については、明確な範囲を除外区域として指定できないことから、「促進区域の設定にあたって考慮が必要な事項」として配慮事項を記載しています。
7	区域	県自然環境保全地域については、特別地区のみではなく、普通地区を含めた県自然環境保全地域を促進区域から除外する地域とするほか、県緑地環境保全地域についても同様にすべきである。	ご意見の内容を踏まえ、普通地区を含めた県自然環境保全地域及び県緑地環境保全地域を促進区域に含めることができない区域とするよう修正しました。

提出いただいたご意見については、類似意見をとりまとめの上、意見要旨として記載しています。

No	区分	意見要旨	県の考え方・対応
8	区域	「国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区以外の地区」を促進区域に含めることができない区域に加えるとともに、県指定鳥獣保護区についても特別保護地区だけではなく、県指定鳥獣保護区の全域も同様の区域とすること。	ご意見の内容を踏まえ、国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区以外の地区及び県指定鳥獣保護区の全域を促進区域に含めることができない区域とするよう修正しました。
9	区域	鳥獣保護区周辺についても周辺についても緩衝区域として指定すべきである。	ご意見として今後の参考といたします。
10	区域	クマの生息環境を脅かさないためにも、クマの生息区域は促進区域から除外すべきである。	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区以外の地区及び特別地区以外を含めた県指定鳥獣保護区全域を促進区域に含めることができない区域としました。
11	区域	「国立公園・国定公園」及び「県立自然公園」に普通地域を促進区域に含めることができない区域として加えるべきである	ご意見の内容を踏まえ、普通地域を含め「国立公園・国定公園」及び「県立自然公園」を促進区域に含めることができない区域とするよう修正しました。
12	区域	白神山地をはじめとする貴重な自然が存在する地域は促進区域から除外するだけでなく、県として建設禁止区域として指定すべきである。	本制度は再生可能エネルギー施設の建設を規制する趣旨のものではないことから、ご意見として今後の参考といたします。
13	区域	EADAS 等には鳥類の実情が必ずしも反映されていないため、促進区域の設定には文献調査のみではなく事前に専門家や自然保護関係者への意見聴取や合同調査等を行うべきである。	「重要な種の生息場所や生息環境を原則として事業区域に含めないこと」、「風力発電施設においては希少鳥類の渡り・移動経路について考慮すること」を促進区域の設定に考慮が必要な事項として記載しているほか、情報の収集方法に「有識者等」を追加しました。
14	区域	促進区域以外を開発禁止区域として指定すべきである。	本制度は再生可能エネルギー施設の建設を規制する趣旨のものではないことから、ご意見として今後の参考といたします。
15	区域	促進区域の設定にあたっては住民や環境保護団体の意見を聴く機会を設けるべきである。	市町村とも連携を図り、市町村が促進区域を設定しようとする場合には、地域協議会等において住民等の意見を聴取する機会を設けるよう働き掛けてまいります。
16	区域	既存風車による騒音や健康被害、眺望への悪影響が生じており、それらの地域は促進区域とすることを避け	再生可能エネルギー発電施設の設置等にあたっては環境への適正な配慮が必要と考えており、ご意見として今後の業務の参考とさせていただきます。

提出いただいたご意見については、類似意見をとりまとめの上、意見要旨として記載しています。

No	区分	意見要旨	県の考え方・対応
		るべきである。	
17	その他	環境影響評価の結果、重大な影響が予測された場合、または供用後に重大な環境影響が認められた場合は事業の縮小・停止を可能にすべきである。	ご意見として今後の参考といたします。
18	その他	木質バイオマスや小水力発電など巨大施設によらない脱炭素方策を進めるべきである。	ご意見として今後の参考といたします。
19	その他	笹森山地区と岩城地区の風力発電事業の計画は中止すべきである。	本制度は再生可能エネルギー施設の建設を規制する趣旨のものではないことから、ご意見として今後の参考といたします。
20	その他	由利本荘市内並びににかほ市内の全域を風力発電事業の促進地域から除外すべきである。 由利本荘市付近は巨大地震の可能性が指摘されている地域であり、発災時に風力発電機が被害拡大の一因になることが懸念される。	ご意見として今後の参考といたします。
21	その他	促進区域に指定されると再エネ施設が集中する可能性があるため、事業数上限を設けるべきであるほか、変更部分は最小限にとどめるべきである。	市町村に対し、周辺環境への影響に適正に配慮した制度の運用が図られるよう働きかけてまいります。

提出いただいたご意見については、類似意見を取りまとめの上、意見要旨として記載しています。